

P C B 廃棄物の登録の ご案内



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所

Japan Environmental Storage & Safety Corporation, Hokkaido Facility

◎PCB廃棄物の登録について

J E S C Oで処理いただくためには、P C B廃棄物の情報をJ E S C Oまで、事前に、ご登録いただかなければなりません。

(注) P C B特別措置法による自治体届出とは別です。

○トランス類、コンデンサ類、P C B油類、金属製の保管容器の場合、

「機器等登録」

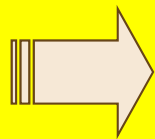
○安定器等・汚染物の場合、

「搬入荷姿登録」、「予備登録」

1. トランス類・コンデンサ类等

「機器等登録」

対象



<高濃度PCB>

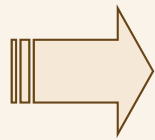
- ・ 1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類
(使用中でも登録可)
- ・ PCB油類 (PCBを使用したトランス類・コンデンサ類から抜油した油)
- ・ PCBに汚染された金属製の保管容器

高濃度PCBとは

PCBの使用を前提として設計・製造された機器

【PCB濃度】	トランス類	50～60% (500,000mg/kg～ 600,000mg/kg)
	コンデンサ類	100% (1,000,000mg/kg)

対象外



微量PCB汚染廃電気機器等

微量PCB汚染廃電気機器とは

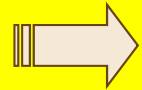
微量のPCBに汚染された機器

【PCB濃度】	トランス類・コンデンサ類ともに 数mg/kgから数十mg/kg 程度 (1mg/kgは0.0001%) が大半
---------	--

○高濃度PCBかどうか確認しましょう

製造時期からの確認

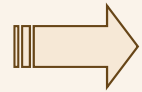
昭和28年(1953年)～47年(1972年) PCB使用機器の製造が全盛



高濃度PCBの可能性あり

※昭和48年(1973年)～49年(1974年)一部の鉄道用機器のみ新規の製造が継続

昭和50年(1975年)以降は、PCB使用機器の製造は完全に中止



高濃度PCBではない。

機器種別による判別

○トランス類は、PCB使用機器も存在するが、PCBを使用していない機器(微量PCB汚染廃電気機器の可能性あり)が多数存在する。

※開閉器・遮断機は、PCB使用機器(高濃度PCB)ではないと思われる。

(メーカーの製造段階ではPCBは使用されていない。)

○コンデンサ類は、PCB使用機器が多数存在する。

○高濃度PCBかどうか確認しましょう

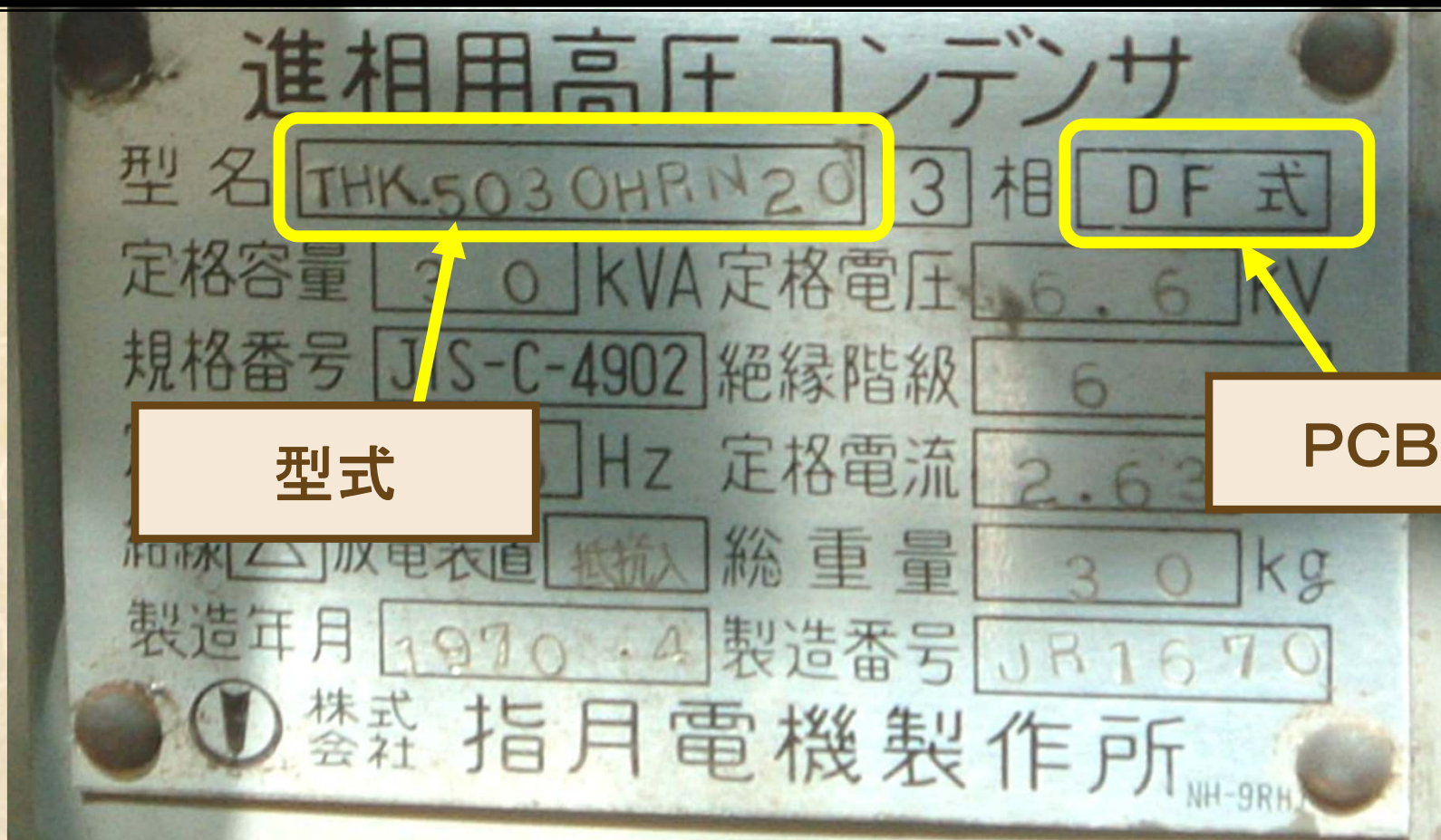
銘板による判別

「PCB使用機器判別表」より、高濃度PCB機器に該当する型式・PCB表記が銘板にあるかどうかご確認ください。

JESCOホームページ <http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/shorihanteikijyun.pdf>

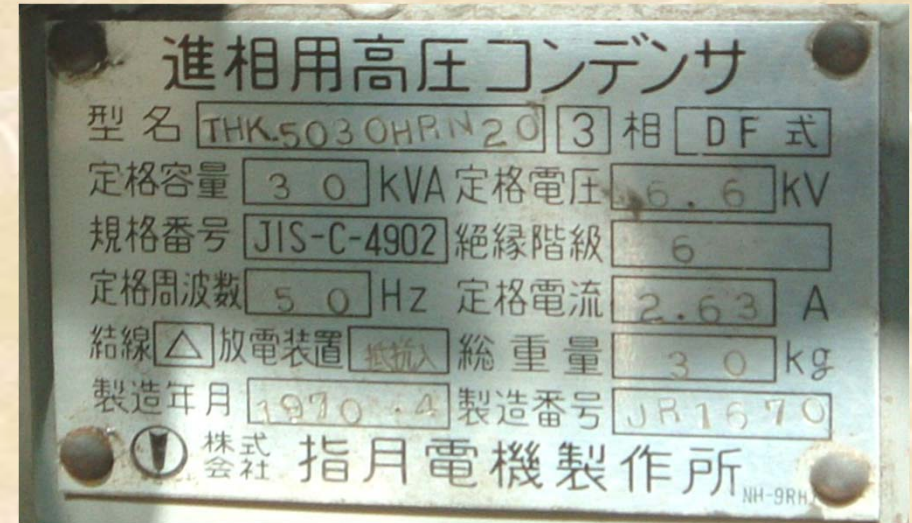
■PCB表記■

不燃性油・AF(AFP)式・DF式・シバノール・ヒタフネン・〇〇クロール等



○高濃度PCBかどうか確認しましょう

銘板(めいばん)とは
小型の金属プレートで
機器の仕様を表示したものです。
機器の前面や側面に貼付されています。



<銘板拡大写真>



○銘板が確認しづらい場合 ①

キュービクルの奥に入っている

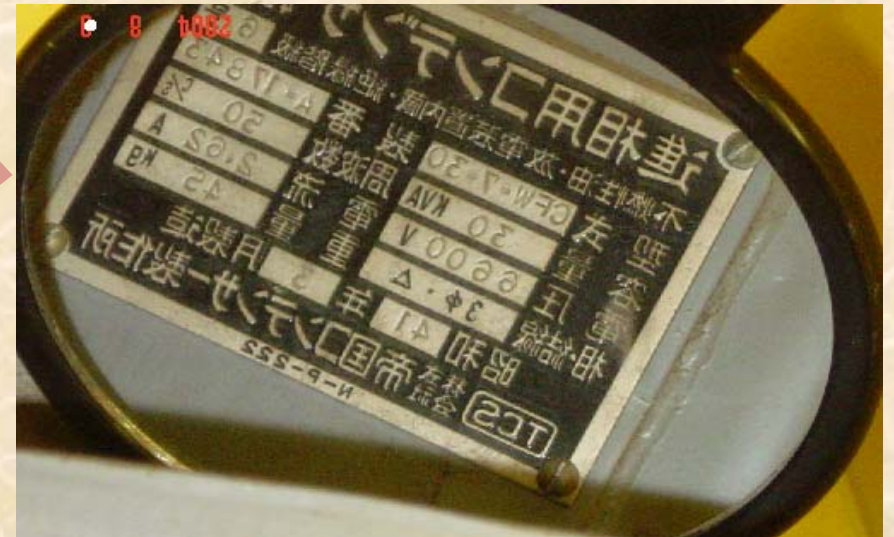


保管容器に入れていて取り出せない

手鏡を利用して銘板を確認できる場合があります。



手鏡拡大写真



○銘板が確認しづらい場合 ②

暗い場所に保管している場合

懐中電灯で照らしていただくと銘板が確認できる場合があります。



銘板の劣化が激しい場合

銘板の上に紙を敷き、上から鉛筆で塗りつぶしていただくと銘板の内容が確認できる場合があります。



DF式

総重量 23kg

製造年月1963年 製造番号〇〇

指月電機製作所

○登録までの流れ

まずは..

銘板確認

・型式

・PCB表記

高濃度

PCB

【必要書類】

- ①機器等登録申込書
- ②PCB機器等調査票
- ③PCB機器の写真を
をJESCOへ送付

JESCOから
保管事業者様へ

機器等登録確認証
を送付

■ 銘板紛失や銘板が読み取れない場合 ■

製造番号がわかれば
製造メーカーに問合せ

PCB濃度分析

【PCB濃度】※

500,000mg/kg超

高濃度
PCB



ス類 50～60% (500,000～ 600,000mg/kg)
コンデンサ類 100% (1,000,000mg/kg)

○高濃度PCBではなかった場合

PCB濃度分析



PCB濃度
0.5mg/kg超～5,000mg/kg以下
微量・低濃度PCB

都道府県の許可及び国（環境省）
の認定を受けた施設での処理と
なります。

北海道エリア内の無害化処理認定施設

2014年9月現在

(株)クレハ環境	福島県いわき市	Tel 0246-63-1231
エコシステム秋田(株)	秋田県大館市	Tel 0186-46-1436
(株)富山環境整備	富山県富山市	Tel 076-469-5356
群桐エコロ(株)	群馬県太田市	Tel 0276-55-0500
環境開発(株)	石川県金沢市	Tel 076-244-3132
JX金属苫小牧ケミカル(株)	北海道苫小牧市	Tel 0144-56-0231

PCB濃度
0.5mg/kg以下

PCB処理施設での処理は不要です。
処理方法は管轄の県・政令市等の産業廃棄物担当まで
ご確認ください。

必要書類等

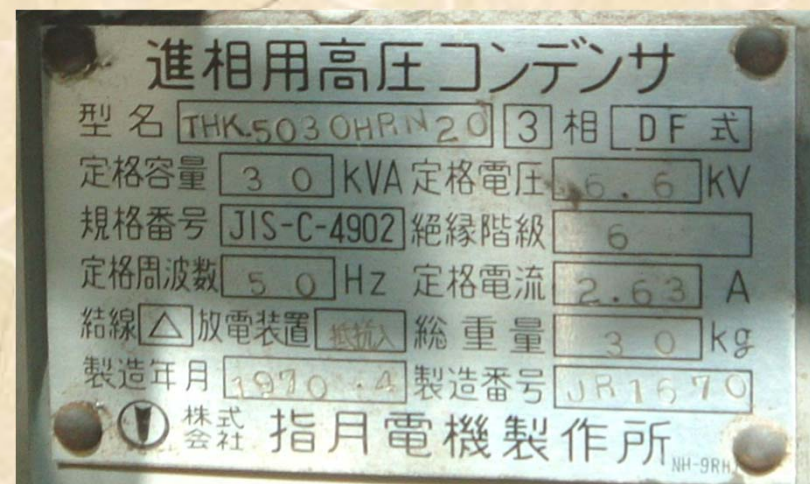
- ① 機器等登録申込書(総括表)
- ② PCB機器等調査票
3kg以上のトランス類・コンデンサ類 (様式-1)
- ③ PCB機器等の写真

■写真撮影例■

・PCB廃棄物の姿がわかる写真

・銘板判読可能な写真

※撮影が困難な場合は、JESCO北海道事業所東京事務所
までご相談ください。Tel:03-5765-1197



○申込書類について ① ～ 機器等登録申込書(総括表) ～

お申込書類はJESCOホームページよりダウンロード可能です。<http://www.jesconet.co.jp/customer/download.html>

機器等登録申込書 (総括表)			
＜ 10kg以上のトランス類・コンデンサ類 及び PCB油類 ＞			
平成 年 月 日			
日本環境安全事業株式会社 殿			
〒 -			
保管事業者住所			
保管事業者名			
代表者氏名			
印			
1. 登録約款の内容を確認し、同意した上で、機器等登録に申し込みます。			
2. 保管事業者連絡先			
連絡先	担当部署・役職	担当者名	
	電話番号	FAX番号	
3. 保管事業場(廃棄物等保管場所) ☐ 1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、 ☒ にシ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入)			
保管事業場名	〒 -		
住所	〒 -		
連絡先	担当部署・役職	担当者名	
	電話番号	FAX番号	
4. 登録確認書等送付先(☐ にシ点を記入) ☒ 1. 保管事業者宛 ☐ 2. 保管事業場宛 ☐ 3. その他(送付先を以下に記入)			
送付先名	〒 -		
送付先住所	〒 -		
連絡先	担当部署・役職	担当者名	
	電話番号	FAX番号	
5. 処理委託希望物			
別紙「PCB機器等調査票(様式-1、様式-2、様式-3、様式-6)」参照			
①PCB機器(トランス類・コンデンサ類)	申込台数()	台	
②PCB油類	申込台数()	台	
③PCBに汚染された保管容器	申込台数()	台	
④PCB機器(連結コンデンサ類)	申込台数()	台	
6. 調査機器等の写真			
別紙「PCB機器等の写真撮影」参照 ※重量を測定した場合は「実測写真」が必要になりますのでご注意ください。			
7. その他特記事項			

保管事業者様の情報をご記入ください。
※忘れずにご捺印ください。

ご担当者様についてご記入ください。
※特別管理産業廃棄物管理責任者
の方でなくても結構です。

保管事業場(PCB廃棄物を保管している
場所)についてご記入ください。
保管事業者様のご住所と同じであれば
☐にチェックを入れていただければ結構です。

登録証等の書類送付先ご希望を
ご記入いただくか、該当の口に
チェックを入れてください。

お申込みされる機器の
台数をご記入ください。

何か特記する事項が
ありましたらご記入ください。
例) 何回かに分けて分割で処理したい。
登録番号s000000●●●で
登録済みの機器あり。 等

○申込書類について ② ～ PCB機器等調査票 様式-1～

☆銘板等の情報をもとに下記項目をご記入ください。
 ☆登録には必ず写真が必要です。（「写真撮影例」参照）

☆ 様式-1

PCB機器等調査票 10kg以上のトランス類・コンデンサ類

保管事業者名 _____

記入日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

保管事業場名 _____

(注)I: PCB表記

銘板に以下の表記があるかをご確認ください。

1. 不燃性油
2. AF式(AFP式)
3. DF式
4. シバノール
5. OOKロール(富士シンクロール、ダイヤクロール等)
- ▽以下(6～8)は、トランスの「冷却方式」をご記入下さい
6. LNAN(P)
7. LPAN(P)
8. LPWF
9. 上記表記無し

すでにJESCOに登録をしている場合は、
 同じ機器番号を使わないよう続きの番号（通し番号）にしてください
 (例)すでにJESCOに8台の登録がある場合
 0001 → 0009 に修正

※微量PCB汚染度電気機器は、JESCOの処理対象外のため登録できませんので、ご注意下さい。

機器 番号	A 特措法届 出番号	B-1 品名	C 定格 容量	D 製造者	E 製造年	F 型式	G 油量 (kg) 銘板	H 機器総重量(kg) ※実測の場合は、計量を 証明するもの(写真等)を お示し下さい		I (注) PCB 表記	J 寸法(cm)				K 抜油	L 漏れ	M 台数	N PCBに汚 染された 保管容器 の有無 ※「有り」の 場合、様式 -3記入	O その他 特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
								トランス類 のみ記入	1台当たりの 総重量(kg)		確認方法	幅	奥行き	缶体 の高さ					ブッシン グ高さ	トランス類 のみ記入																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
記入例																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

※銘板紛失又は、判読不可のため型式・PCB表記から
 高濃度PCBと確認できていない機器につきましても
 ご登録は可能です。
 その場合、契約までには高濃度PCBを証明する書面
 (PCB濃度分析結果)などをご提出いただきます。
 PCB濃度分析の結果、高濃度PCBではないと判明
 した場合にはご登録をお取下げください。

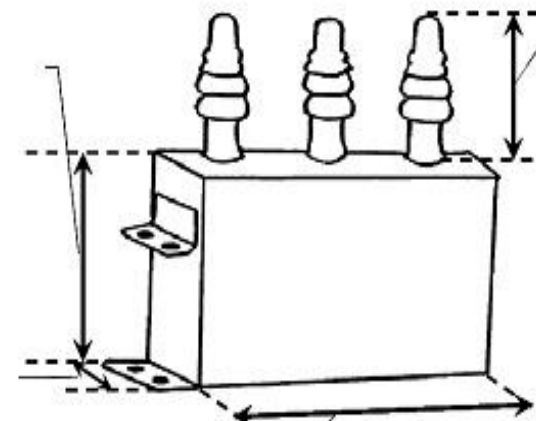
缶体の高さ

ブッシングの
高さ

奥行き

幅

【寸法の測り方】



2. 安定器等・汚染物

「搬入荷姿登録」

「予備登録」

1. 処理対象物について

●北海道事業所の処理対象物と登録方法

【当初施設】 平成20年5月 処理開始

トランス・コンデンサ類

- ①高濃度で、3kg以上のトランス類及びコンデンサ類
- ②高濃度トランス類及びコンデンサ類から取り出したPCB油類
- ③高濃度トランス類及びコンデンサ類の油が付着した保管容器

●早期登録
(H17年度終了)

●機器等登録
(H18年度以降)

◎【増設施設】 平成25年9月操業開始

PCB汚染物等

- ①安定器
- ②小型電気機器(3kg未満)
- ③感圧複写紙 ④ウエス ⑤汚泥
- ⑥ その他の汚染物等(砂利、シール材、コンクリート殻・・・等)

●搬入荷姿登録

●予備登録

※安定器のPCB判別については、(社)日本照明器具工業会のHPをご覧ください。

※微量PCB汚染廃電気機器等の処理は、JESCOでは行っておりません。

2. 増設施設の受入品目

受入を行う品目は、
前頁の①～⑥の処理対象物全てです。

※ただし、①「安定器」、②「小型電気機器(3kg未満)」、③「感圧複写紙」
以外の品目(④ウエス ⑤汚泥
⑥その他の汚染物等)については、
受入前にその性状等について施設
の事前確認が必要となります。

なお、事前確認の結果、
処理に検討を要する場合、すぐに処理ができないことがあります。

○安定器等・汚染物の処理を委託いただくには、保管事業者様単位で
品目毎に必ず分別し、それぞれ搬入可能な容器に収納して
いただく必要があります。

※少量のビニール等、混載物がある場合は、容器の蓋に中身を記載した紙等を
貼り、中身を明示していただきますようお願いいたします。(例)「安定器、ビニール」



3. 登録制度について

処理を希望される方は、まずJESCOに登録が必要です。
安定器等・汚染物の登録には、次の2種類があります。

JESCOに搬入可能な容器に入った

- ①「安定器」、②「小型電気機器(3kg未満)」、
- ③「感圧複写紙」、④「ウエス」⑤「汚泥」
- ⑥「その他の汚染物等」

(例) 外径63cm、高さ90cmの鋼製200Lオープンヘッドドラム缶に入った安定器

搬入荷姿登録

・JESCOに搬入できない状態の

- ①「安定器」、②「小型電気機器(3kg未満)」、
- ③「感圧複写紙」、④「ウエス」、⑤「汚泥」、
- ⑥「その他の汚染物等」

(例) 衣装箱、鉄箱等に入っている安定器、重量未確認等
プラスチック容器に入っているウエス等

予備登録

※予備登録だけでは、
契約・処理はできません。

契約の半年前までに

搬入荷姿登録

・登録料は、必要ありません。(無料)

・PCB機器等で行った早期登録・調整協力割引制度は、設けておりません。

搬入荷姿登録

安定器等・汚染物が以下の(1)(2)(3)の全てに該当する場合は、
「搬入荷姿登録」を行います。(これ以外は、すべて予備登録になります。)

(1) ①「安定器」、②「小型電気機器(3kg未満)」、③「感圧複写紙」、
④「ウエス」、⑤「汚泥」、⑥「その他の汚染物等」である。

(2) 天ぶたをした状態で外径30～63cm、高さ35～91cmの密閉
した金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶(搬入可能な容器)

(例) JIS Z 1600規格のドラム缶に収納されている。

＜注意＞

- ・天ぶたにガasketを装着し、クロージングリング(バンド)をレバー又はボルトで締めて密閉したもの。(錆や傷等で密閉性が損なわれたものは不可)
- ・1缶当たりの総重量は、500kg以下(350kg程度を目安)
- ・にじみ・漏れのある場合は、可能な限り、漏れないものと別の容器に区別して保管。

(3) 当社への搬入時に荷姿を変更する可能性がない状態のもの
(その状態で当社への処理委託が可能なもの)。



《推奨》・ドラム缶は、JIS Z 1600に定めるM級の鋼製ドラム缶(板厚1.2mm)

・ペール缶は、20Lまたは27L缶

予備登録

「搬入荷姿登録」の要件に該当しない場合は、すべて「予備登録」となります。

搬入可能な容器で保管されていない

- ①「安定器」
- ②「小型電気機器(3kg未満)」、
- ③「感圧複写紙」、
- ④「ウエス」、⑤「汚泥」、⑥「その他の汚染物等」

(例)衣装ケースや鉄箱に入った安定器。



※予備登録のままでは契約・処理はできません。契約の半年前までに搬入荷姿登録が必要です。

※予備登録から搬入荷姿登録へその一部を移行する際は、予備登録をした数量の変更をお願いします。

(例)予備登録済みの安定器500kgのうち、400kgを搬入荷姿登録に移行する場合

●予備登録 (変更前)安定器500kg→(変更後)安定器100kgに変更

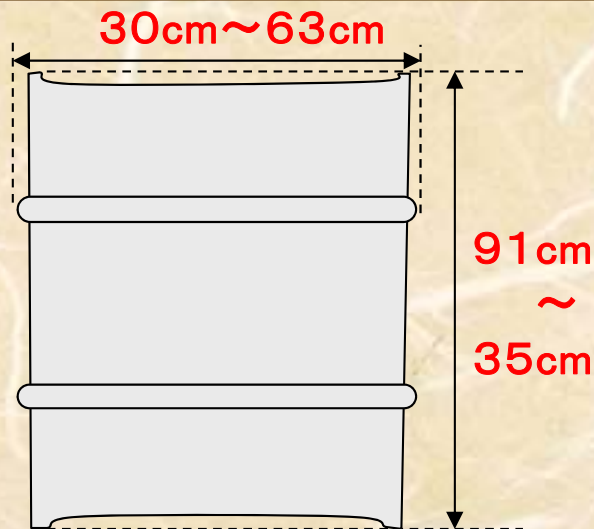
搬入可能な容器

天ぶたをした状態で外径30～63cm、高さ35～91cmの密閉できる金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶

＜注意＞

- ・ 天ぶたにガスケットを装着し、クロー징リング(バンド)をレバー又はボルトで締めて密閉(錆や傷等で密閉性が損なわれたものは不可)
- ・ 1缶当たりの総重量は、500kg以下(350kg程度を目安)

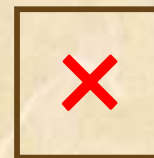
搬入可能なドラム缶・ペール缶の寸法(バンド含む)



ドラム缶・ペール缶の密閉方法



○ バンドタイプのドラム缶・ペール缶



× 天板固着式のドラム缶・ペール缶は、契約や運搬の際に中身の確認ができない。



× ラグタイプのペール缶は、開閉の際の変形で密閉性が保てなくなる。

《推奨》・ドラム缶の場合、JIS Z 1600に定めるM級の鋼製ドラム缶(板厚1.2mm)、

・ペール缶の場合、20L又は27L缶

指定容器

＜指定容器の条件＞

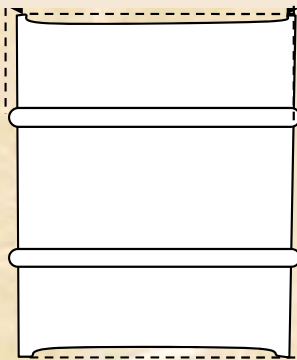
天ぶたをした状態で外径が55～63cm、高さが87～91cmの鋼製オープンヘッドドラム缶（例：JIS Z 1600規格）。

※1缶当たりの総重量は、500kg以下（350kg程度を目安）

指定容器の寸法

外径（バンド含む）

55cm～63cm



高さ

87cm

～

91cm

オープンヘッドドラム缶

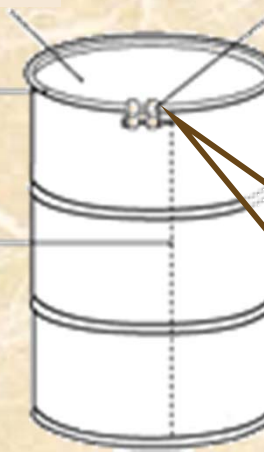
天ぶた

S金具 ボルト・ナット

バンド

カール

胴溶接部



天ぶたにガasketを装着し、クロージングリング（バンド）をレバー又はボルトで締めて密閉できるもの

【指定容器割引】

この容器で搬入される場合、処理料金の総額から604,800円を差し引きます。

ただし、以下のものは割引を受けられないのでご注意ください！！

- × ステンレス缶（注：塗装されていないドラム缶は、ステンレス缶の可能性有り）
- × 特殊な加工を行ったドラム缶
- × PCB油が漏れた油溜まりが視認できる汚染されたドラム缶
- × 夾雑物を含んだPCB油、塗料、水等液状のものを入れたドラム缶

安定器等・汚染物登録申込書一覧

搬入荷姿登録

- ① 搬入荷姿登録申込書（総括表）
- ② 搬入荷姿登録調査票（様式5）
- ③ 写真



予備登録

- ① 予備登録申込書（総括表）
- ② 予備登録調査票（様式4）
- ③ 写真

※申込書等を記入する場合は、弊社ホームページ事前配布の「PCB汚染物等調査票記入要領」をご確認のうえ、作成してください。なお、パソコンで作成される場合、弊社HPから様式をダウンロードしてください。

1

搬入荷姿登録申込書(総括表)

搬入荷姿登録申込書(PCB汚染物等)

〔総括表〕

登記等で用いている
正式な名称、及び代表者名
をご記入ください。

PCBを保管している
事業場住所、連絡先等
をご記入ください。

印鑑を押してください。

「新規申し込み」又は
「予備登録」からすべてまたは一部を「搬入荷姿
登録」へ移行か、いずれかにチェックを入れて
ください。

予備登録廃棄物のうち一部を搬入荷姿登録へ移行する場合は
併せて予備登録調査票の変更申請をお願いします。

		平成 年 月 日	
保管事業者住所		〒	
保管事業者名			
(役職 氏名)		印	
連絡	電話番号	担当者名	FAX番号
2. 保管事業場(廃棄物等保管場所)		□ 1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、□にレ点を)	
保管事業場名			
連絡		担当者名	
電話番号		FAX番号	
4. 登録区分(以下のいずれかを選択し、選択した方の□にレ点を記入ください)			
☐ 新規 の搬入荷姿登録申請			
☐ 予備登録した廃棄物を <u>すべて</u> 搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)			
☐ 予備登録した廃棄物の <u>一部</u> を搬入荷			

記入例

搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)

保管事業場名 ××株式会社〇〇工場

容器単位
でご記入ください。

JESCOに搬入可能な容器
をご記入ください。

※1. 2以外の材質(プラスチック等)は搬入不可です。
4. 防爆形安定器 5. 安定器用コンデンサ
(九州事業のみ) 11. その他(どんなものか記入)

※2 容器種類
※3 容器材質 (ステンレスを除く) 2. ステンレス製
※4 容器の状態 1. 若干の錆有り 2. 蓋の溶接有り 3. 油溜まり有り 4. その他(特殊加工等を記入)

※重量計測時の数値を正確にご記入下さい。重量は少なくとも小数点第一位までご記入ください。小数点が表示されない秤をご利用の場合は、整数で結構です。

↓ 容器単位でご記入下さい。

※5 総重量の測定は、次のいずれかの方法をお願いします。
① 容器ごと ② 1台を実測×個数+容器重量
③ 複数台を
<注>
・容器重量の実測がない場合は、カタログの値でも結構です。
・大型のクレーン等10kg以上の刻みでしか測定できない秤の使用は不可となります。

機器 (容器) 番号(x) ※容器単位 でご記入くだ さい。	廃棄物情報							搬入容器							O(※5)	P	
	A 特措法番 号	B 安定器等・汚染物等種類 (記入コード※1)	C 1台あた りの重量 (kg)	D 台数 ※安定器・ 小型電機 機器のみ 記入	E 重量 小計 (kg)	F にじみ・漏 れ	G 混載物等	H 重量計 (kg)	I 容器種類 (※2)	J 容器 材質 (同※3)	K 容量(L)	L 寸法(cm)		M 容器の 状態 (同※4)	N 容器重量 (kg) ※蓋を含 む	総重量 容器込) (kg) ※蓋を含 む	備 考
												外径 (蓋を含む)	高さ (蓋を含む)				
x0097	13-01	1 (蛍光灯安定器)	2.1	60	126.0	なし	ビニールで梱包されてい て外せない	206.0	1 (ドラ ム缶)	1 (鋼 製)	200	60	90	良好	24.0	230.0	
		2 (水銀灯安定器)	8.0	10	80.0	なし	なし										
x0098	13-01	1 (蛍光灯安定器)		100		なし	なし		1 (ドラ ム缶)	1 (鋼 製)	200	60	90	良好	24.0		

《 重要 》

重量(kg)欄は全て、少なくとも小数点以下第一位(100g単位)までご記入ください。小数点が表示されない秤をご利用の場合は、整数で結構です。(C、E、H、N、O欄)

※トラックスケールは10kg単位計測のため、不可。

総重量は、500kg以下
(350kg程度を目安)で
お願いします。

①保管場所全体が確認できる写真

x 001 ~ x 011



②安定器等・汚染物の状況が確認できる写真

収納物が分かる写真



x 002

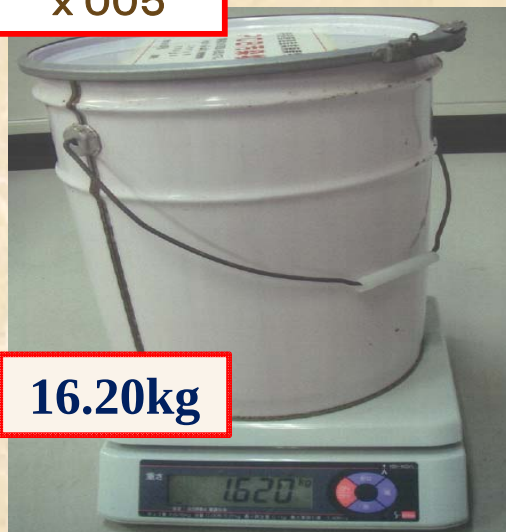
蓋の形状が分かる写真

x 003



③安定器等・汚染物の重量が確認できる写真

x 005



16.20kg

x 006



2.6kg

※下記のいずれかの方法で重量の計測をお願いいたします。
可能な限り正確な重量を測定・計算してください。

- ①容器に中身を入れて全体重量を計測
- ②種類ごとの1台あたりの重量を計測、個数で計算する
- ③複数台ずつ重量計測したものを足し合わせて求める

(注)必ず実測時の写真をお撮りください。
(重量の表示がわかる写真をお願いします)

搬入荷姿登録 写真撮影例(2)

③安定器等・汚染物の重量が確認できる写真



目盛が読める写真

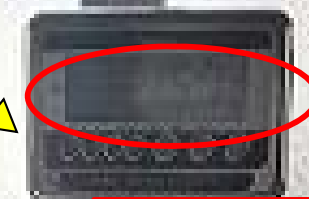


219.8kg

容器に中身を入れて全体重量を計測している事例



目盛が読める写真



15.7kg

(注) 必ず実測時の写真をお撮りください。
(重量の表示がわかる写真をお願いします)

※トラックスケールは10kg単位計測のため、不可。

1

予備登録申込書(総括表)

予備登録申込書(総括表)
(PCB汚染物等)

平成 年 月 日

日本環境安全事業株式会社 殿

〒 ー

保管事業者住所

保管事業者名

代表者氏名

印

登記等で用いている
正式な名称及び
代表者名をご記入
ください。

担当部署・役職

担当者名

電話番号

FAX番号

2. 保管事業場(廃棄物等保管場所)

☐ 1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、□1に記入)
☐ 2. 保管事業場宛 ☐ 3. その他(送付先を以下に記入)

保管事業場名

住 所

連絡先

担当部署・役職

電話番号

担当者名

FAX番号

印鑑を押してください。

3. 登録確認書等送付先

☐ 1. 保管事業者宛 ☐ 2. 保管事業場宛 ☐ 3. その他(送付先を以下に記入)

PCBを保管している事業場住
所、連絡先等をご記入下さい。

担当者名

FAX番号

4. 処理委託希望物

予備登録調査票(PCB汚染物等)

様式-4

参照

5. 調査機器等の写真

・「PCB汚染物等調査票記入要領」の登録必要書類の記入要領2. (3)「PCB汚染物等の写真撮影」を参照の上撮影して、本表提出時に添付願います。

6. その他の注意事項、備考

(1) 契約の6ヶ月前までに搬入荷姿を確定した搬入荷姿調査票をご提出頂く必要がございます。

予備登録調査票(PCB汚染物等)

<注意事項>

・お持ちの「廃棄物の種類」欄は、廃棄物の種類(例えば、廃油、廃紙、廃プラスチック等)ではなく、廃棄物の種類(例えば、廃油、廃紙、廃プラスチック等)は、この予備登録調査票にご記入下さい。
 ※契約の6ヶ月以内の廃棄物の種類(例えば、廃油、廃紙、廃プラスチック等)は、この予備登録調査票にご記入下さい。

廃棄物の種類ごとに
ご記入ください。

おおよその台数、総重量等
をご記入ください。

保管事業地

記入コード

※1 PCB汚染物等
種類

※2 重量確認方法

※3 含有物

※4 搬入荷姿登録
不可理由

※1 ランス・コンデンサは、この用紙(予備登録)での登録はできません

1. 水銀灯用安定器 2. ナトリウム灯用安定器 3. 安定器(用
衣類 12. シール材 13. ビニール 14. 砂利 15. コンクリート

1. 重量器で実測 2. 1台を実測×個数 3. 台帳等にある届出重量を記載 4. 推定

1. 水 2. ガソリン 3. 灯油 4. PCB以外のその他油 5. ペンゼン 6. その他

1. 不適当 2. 当面の受入処理対象物でない。 3. 実測未実施 4. 廃棄物の分別されていない。 5. 使用中 6. その他(理由を記入) ※複数回答可

※2 重量器で実測 2. 1台を実測×個数 3. 台帳等にある届出重量を記載 4. 推定

1. 重量器で実測 2. 1台を実測×個数 3. 台帳等にある届出重量を記載 4. 推定

1. 重量器で実測 2. 1台を実測×個数 3. 台帳等にある届出重量を記載 4. 推定

1. 重量器で実測 2. 1台を実測×個数 3. 台帳等にある届出重量を記載 4. 推定

1. 重量器で実測 2. 1台を実測×個数 3. 台帳等にある届出重量を記載 4. 推定

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
機器番号(x)	PCB汚染物等種類 (記入コード※1)	1台当たりの 重量 (kg)	台数 ※安定器・小型電 機機器のみ記入	総重量 (kg)	重量確認方法 (記入コード※2)	にじみ・漏れ	混載物等	PCB汚染物等の 発生経緯	PCB汚染物等の PCB分析結果 (実施している場合 濃度を記入)	PCB汚染物等の含 有物(含有率も分かれ ば記入)(※3)	搬入荷姿登録 不可理由(※4)	備考
x001	1(蛍光灯用安定器)	2.5	100	250.0	4(推定)	無し	無し				5(使用中)	
x002	7(小型電気機器(10kg未 満))	7.0	10	70.0	2(1台を実 測×個数)	無し	無し				2(当面の受 け入れ対象 物ではない)	
x003	10(ウェス)			100.0	4(推定)	-	無し	漏れたコンデンサを拭 いたもの			2(当面の受 け入れ対象 物ではない)	
x004	19(廃油)			300.0	4(推定)	-	無し	熱媒体油とトランス廃 油を混ぜたもの	500,000mg/kg		2(当面の受 け入れ対象 物ではない)	

3

予備登録

写真撮影例

①保管場所全体が確認できる写真



②PCB汚染物等の状況が確認できる写真



③PCB汚染物等の重量が確認できる写真(必須ではありません)



【ご参考】

登録後から搬入までの流れ

【トランス類・コンデンサ類等】

機器等登録

【安定器等・汚染物】

①予備登録

※②のみの登録も可

②搬入荷姿登録

しばらくの間お待ちください

JESCOからのご連絡

中小企業者等軽減申請のご案内

処理委託契約の締結

収集運搬業者の決定
(認定業者はJESCOのHP参照)

処理料金の振込み

搬入日の決定

【ご参考】

処理料金

「処理料金表」で処理料金が算出できます。 消費税(8%)込

●トランス類・コンデンサ類の処理料金

該当する機器(トランス類又はコンデンサ類)の料金表に、機器1台ごとの重量を当てはめて算出します。

●安定器等・汚染物の処理料金(容器単位)

$30,240(\text{円/kg}) \times 1\text{缶当たりの安定器等・汚染物の総重量(kg)}$

- (注) ・PCB汚染物等の総重量(kg)」には、容器の重量を含みます。
・1缶当たりのPCB汚染物等の総重量は、1kg未満を切り捨て1kg単位で算定します。
・上記計算により30,240円を下回る場合の処理料金は、30,240円です。
・当料金は全国一律です。
・収集運搬料金は、処理料金に含まれていません。

【ご参考】中小企業者等軽減制度について

中小企業者等には処理料金の

中小企業者、中小企業団体等、法人・・・70%
個人(個人事業主は除く)・・・95%

を軽減する国の制度があります

対象になる方

中小企業者		
表1において主たる業種ごとに定められるA又はBの基準を満たす会社 (株式・有限・合資・合名・合同)※みなし大企業は除く		
表1において主たる業種ごとに定められるBの基準を満たす個人事業主		
中小企業団体等		
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体		
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1のいずれかに該当する者		
法人		
常時使用する従業員の数が100人以下		
(例)学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、財団法人、社団法人等		
個人(個人事業主は除く)		

<表1>

主たる業種	Aの基準	Bの基準
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

中小企業者等軽減制度のお申込みは処理委託契約締結の直前です。

各種連絡先

1. 登録について(書類郵送先)

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号(住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

本社PCB処理営業部 登録担当 TEL: 03-5765-1935

☆書式のダウンロード先 : <http://www.jesconet.co.jp/customer/download.html>

『PCB汚染物等の登録手順について』参照

2. 処理の時期や契約方法等について

(北海道内に保管されている場合)

〒050-0087

北海道室蘭市仲町14番地7

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 営業課

TEL 0143-23-7007・7008

(東北・北関東・甲信越・北陸15県に保管されている場合)

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号(住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 営業課 東京事務所

TEL 03-5765-1197